

安全運転管理者選任事業所に 重要なお知らせです



10月から義務化される「アルコール検知器による酒気帯び確認」は、検知器の供給不足により、当分の間、延期となります。

今後、当分の間は、

- 検知器が準備できるまでは、

「対面による酒気帯びの確認」

- アルコール検知器を準備できた場合

「検知器を使用した酒気帯び確認」

をお願いします。

※ アルコール検知器の十分な流通が認められた場合、検知器による酒気帯び確認が義務化が開始されます。

それまでに、アルコール検知器の確実な準備をお願いします。

